

第4章 基本方針に基づく施策の展開

第1節 ごみの減量化の促進とリサイクルの推進

ごみ処理は、ごみの発生や排出を抑制すること、適正に処理をすること、更に、廃棄された物は出来るだけ※リサイクルをすることに重点を置き、※環境への負荷を少なくすることが必要となります。

そのためには、※リデュース（Reduce ※発生抑制）、※リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle ※再資源化）の※3Rに取り組むことが重要であり、当市ではさらに※リフューズ(Refuse 断る)を加えた※4Rに取り組んでいきます。

この4Rを推進することで、廃棄物等の発生が抑制され、有用な物は循環資源となり、これにより※天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減がされることとなります。

このことから、市民、事業者、行政が同じ目的を共有しながら、ごみ処理への意識を高め、更には生活様式の転換を図っていくため、以下の施策に取り組めます。

1 ごみの減量、資源リサイクルの推進

4Rを推進するためには、家庭から排出されるごみの減量化と資源化を進め、排出区分に応じた分別を徹底することが必要です。

そのため、ごみの処理に関する各種情報の提供や分別などの指導を行い、資源化の推進を図ります。

(1) ごみの発生抑制と排出抑制

近年の経済活動や社会情勢の進展の中で、ものの大量生産や商品の※過剰包装が進み、これに伴いごみが大量に廃棄される社会へと変化してきました。

このような社会において、ごみの発生や排出を抑えるためには、生産者、流通・販売業者、消費者のすべてが自発的にごみの発生抑制、排出抑制という視点に立った経済活動や※ライフスタイルのあり方の見直しが求められています。

① 家庭や地域での取り組み

家庭においては、ごみを排出する前の減量化や資源化を図るなどの自主的な取り組みによって、排出抑制効果が期待されます。

こうした市民や地域などが主体となった取り組みを効果的に促すため、次の様な支援体制の整備を図ります。

ア 生ごみの減量化と資源化

生ごみの排出抑制を図るため、水切りなどの啓発や減量ニュースの発行、出前講座の開催、広報紙での情報提供を積極的に行います。

また、生ごみの資源化を促進するため、家庭における※堆肥化容器（コンポスト化容器）、電気式生ごみ処理機の購入助成を継続するとともに、段ボールによる堆肥化の講習会（生ごみ減量講習会）の開催など、各種の事業推進を図ります。

イ ノーレジ袋運動の推進等

ごみの減量化や※地球温暖化防止に向けた身近な取り組みとして、レジ袋の削減を図るために、平成20年度に「※釧路地域レジ袋削減推進連絡会」が発足し、関係団体と連携しながらレジ袋の無料配布の取り止め（有料化）が始まりました。こうした取り組みを効果的に進めるため、マイバック持参などの意識啓発を促進することが大切であり、市民のごみ減量や※環境への負荷の低減の意識を高める運動の推進を図ります。

② 事業者への啓発

ごみの減量や適正排出への取り組みを促進するため、事業者へのPRとともに一般廃棄物許可業者の研修や搬入時の※展開検査を通じ、排出する業者に対する分別の徹底を図り、効果的な啓発、指導を進めます。

また、多量排出する事業者に対しては、講習会等を開催し、ごみ減量化の意識啓発を図ります。

③ 市民団体等との連携

ごみの減量化や資源化に関する活動は、様々な市民団体が取り組んでおり、こうした活動がより活発に行われるよう、団体との連携や支援を継続して行きます。

ア 集団資源回収の充実

市民団体による※再生資源の※集団資源回収システムの定着と促進を図り、奨励金制度を継続し、市民の※リサイクルに対する意識の向上に努めます。

イ ものを長く使うために

ものを長く大切に使うためにも、安易な買い換えを行わずに、修理修繕する取り組みが必要です。

「釧路市資源リサイクルセンター」の市民工房では、自転車、家具の修理、修繕の指導を行っています。

また、粗大ごみの中で使用できるものは、排出者の理解と協力を得ながら、関係団体と連携したりサイクルフェアでの提供品として活用するとともに、家庭で不用となった物と必要な物の双方の情報を市が窓口となって「リサイクル情報バンク」として提供し、市民に広く再利用を促すなど、再利用の推進を図ります。

2 有機性廃棄物の有効利用（調査研究など）

生ごみなどの※有機性廃棄物を有効利用することは、ごみの減量とリサイクルにつながります。

大量排出者である事業者の取り組みを促すため、関係機関と啓発に努めるとともに、市民1人ひとりの取り組みも重要であることから、市民意識の向上に取り組めます。

また、現在、民間事業者の取り組みとして、有機物の減容化処理事業や廃食用油を回収し※BDFへの精製を行い、車両等の燃料への活用が進められていますが、これらを含め民間事業者と連携しながら、有機性廃棄物の有効利用の可能性やリサイクルの枠組み作りに向けて調査研究の取り組みを進めます。

第2節 ごみの適正処理の推進

地域の生活環境の保全を図り、市民が安心して生活を送ること、また、環境に配慮した街づくりを進めるため、ごみを安全で確実に処理することが重要です。そのため、以下の施策に取り組みます。

1 ごみの計画的な処理の推進

(1) 確実な処理体制

ごみの処理には、種類や量などに応じて環境に配慮した適正な方法が求められています。

このため、ごみ処理における安全性を確保しながら、適正で効果的な処理システムの確立に向け、取り組みを推進します。

① 困難性を伴うごみ処理

※家庭系ごみや※事業系ごみの中には、自治体ではその処理に困難を伴うものもあり、関係機関等と連携しながら、安全かつ適正な処理に向けた取り組みを進めます。

ア 在宅医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系ごみは、今後、増加することが予想されます。

このため、関係機関等と連携を図りながら、適正処理に向けた意識啓発の取り組みを図ります。

イ 処理困難物の適正処理の推進

危険性や有害性のあるごみについては、※性状や種類に応じ、※適正処理困難物や※排出禁止物として、それぞれの特性により※リサイクルを含めた適正な回収、処理ルートの確保を図るため、関係機関等と連携した取り組みを進めます。

② 収集運搬体制

排出されたごみは、減量やりサイクルを進める上で、分別の区分ごとに適正に処理されることが求められています。

このため、地域性及び将来的なごみ量等の推移を見極めながら効率的な収集が出来るよう体制の構築を図ります。

ア 家庭系ごみの収集、運搬体制

※家庭系ごみの分別を促進し、多様化する市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、民間活力を視野に入れながら効率的な収集に取り組みます。

イ ふれあい収集運搬体制

高齢化社会のニーズに対応するため、※要介護認定等を受けている方や障害者手帳（身体・知的・精神）の交付を受けている方を対象に、声をかけての戸別収集を継続していきます。

ウ 事業系ごみの収集運搬体制

※事業系ごみの適正な分別を促進し、許可業者と連携しながら、ごみの種類、※性状等に応じた円滑な収集体制の確保に努めます。

③ 釧路広域連合等との連携

※釧路広域連合の策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの適正な処理について連携を図るとともに、広域的なごみ処理のあり方を、構成自治体間の中で検討していきます。

④ 災害廃棄物の処理

台風や地震などの自然災害の発生時は、収集経路の不通等、通常の収集が困難になる一方、短期間に大量の廃棄物が発生するおそれがあるため、腐敗防止など※公衆衛生確保の視点からも迅速な処理が求められます。

このため、釧路広域連合の清掃工場（焼却処理施設）や※最終処分場、リサイクル施設の処理能力を勘案しながら、廃棄物の※性状に応じた適正な処理を行うため、国や北海道の指導を踏まえた上で、周辺自治体や関係機関等と連携、協力体制を図り、「※釧路市地域防災計画」に沿った廃棄物の処理に取り組みます。

2 ごみ処理施設の整備

(1) 中間処理の充実

ごみの処理に当たっては、できる限り※中間処理を行い、施設の適正な維持管理を図りながら減量や※リサイクルを推進することが、環境への負荷の低減と※循環型社会の形成を目指す上で重要となります。

そのため、※家庭系ごみや※事業系ごみの分別などに適正な対応ができるよう、広域的な観点に立って減量化や資源化が必要な処理方法については、関係機関等と協議、調整を行い、適正な処理が推進されるよう対応を図ります。

① 家庭系ごみ及び事業系ごみの中間処理

分別区分に応じて排出されたごみは、性状に合わせ処理方法に適した施設において、適正な中間処理を推進します。

② 中間処理施設の適正な維持管理の推進

リサイクル等の中間処理施設の運営管理に当たっては、周辺的生活環境に影響を与えないよう指導の強化を図るとともに、それぞれの中間処理施設の特性に応じた適正な維持管理体制が推進されるよう取り組みます。

また、阿寒地区、音別地区が保有する焼却施設は、それぞれ平成14年度に稼動を停止しており、撤去についての検討を進めます。

(2) 最終処分場の維持管理体制

不燃ごみや中間処理後の残渣を処分するための一般廃棄物最終処分場は、適正な処理を確保する視点から、埋立終了後の管理を含め、環境に配慮した適正な維持管理と計画的な埋立処分を進めます。

① 安全で適正な維持管理の推進

※最終処分場から排出される放流水については、定期的な水質検査を行い、法令で定める水質基準を遵守し、環境に配慮した維持管理に取り組みます。

また、埋立終了後についても、適正な管理を進めていきます。

② 計画的な埋立処分の推進

現在の釧路市新高山最終処分場の埋立予定期間が平成28年度までとなっていることから、ごみの減量化を一層促進しながら埋立処分量の削減に努め、計画的かつ効率的な埋立処分を推進するとともに、埋立期間終了後に向けた新たな※最終処分場のあり方の検討と整備について計画を進めます。

阿寒町最終処分場の埋立予定期間が平成29年度まで、また、音別町最終処分場の埋立予定期間が平成26年度までとなっていますが、阿寒町、音別町の最終処分場についても、ごみの減量化を一層促進しながら埋立処分量の削減に努め、より効果的な対応について検討を進めます。

3 分別収集処理体制の確立

適正な分別を徹底することが重要ですが、分別し排出されたごみの処理体制の確保についても重要です。

分別し排出されたごみの処理ルートや処理体制などの確保を、今後も国や関係機関等と連携し、分別に沿った適正な処理体制の確保に努めます。

第3節 環境美化の推進

環境にやさしい街づくりを進めるには、ごみを含めた環境問題に関心を寄せ、共通認識を持って社会全体で取り組むことが重要です。

そのため、市民・事業者・市が連携して環境に配慮したごみのない街づくりに関する意識の高揚を目指し、以下の施策に取り組みます。

1 環境美化活動の推進

(1) 環境教育の充実と推進

① 学校や家庭での環境学習の支援

地域での環境美化を推進するためには、家庭でのごみを含めた環境問題について、十分理解してもらうことや小さな頃から関心が高まるよう意識を啓発することが重要です。

このため、小学校4年生向けの教育資料「きれいな暮らし」を配付し、今後も、環境教育に役立てるよう継続していきます。

また、「※学校版ISO」の普及に努めるなど、より良い環境を世代に引き継ぐため、学校などの環境学習の支援に努めます。

② 普及啓発の推進

市民や事業者と市が環境美化に対する知識、情報を共有しあい、環境美化が身近な問題として意識が高まるよう、ごみ減量ニュースの発行、出前講座、施設見学などの事業を推進するとともに、ホームページや広報紙による情報提供などの普及啓発に取り組みます。

(2) 公共空間の清掃活動

市民団体が美化推進重点区域を清掃する「※釧路市清掃ボランティア里親制度」などの活動の支援、町内会や事業者の自主的環境美化活動を支援し、さらに「※釧路市マチをきれいにする推進協議会」などの市民団体と連携し、沿道などの公共空間の清掃活動を推進します。

また、清掃活動の輪を広げるため、より多くの市民、事業者に対して理解を深めるため、きれいな街づくりの啓発などに取り組みます。

(3) 釧路市みんなできれいな街にする条例

本市では、「※釧路市みんなできれいな街にする条例」（通称 ポイ捨て禁止条例）を定め、条例の周知を図りながら、ごみの散乱防止に関して、市民・事業者・市が一体となって、清潔で住み良い街づくりを進めています。

2 不法投棄等防止活動の推進

(1) 不法投棄等の防止

① 不法投棄等の監視

不法投棄などの不適正処理を未然に防止するため、関係機関等と連携しながら監視パトロール、指導など必要な対策を今後も進め、適正処理へ向けた普及啓発の取り組みを図ります。

② 自然の番人宣言

自然環境を守ることを目的とした「※自然の番人宣言」を構成する、関係市町村及び関係団体と連携を図り不法投棄などの防止に努めます。

③ 放置自動車

パトロール調査等を行い「※廃自動車認定等委員会」の審議を踏まえ適正な処理に努めます。

3 ごみの適正排出の推進

(1) 指導、周知啓発の充実

ごみの分別の徹底を図るには、市民や事業者、市が協働した取り組みが必要となります。

そのため、地域パトロールを行い、市民や事業者への直接的な指導の充実を進めていきます。

(2) 分別収集推進協力員との協力体制

ごみの分別や排出について、市民に一層の理解と関心を持ってもらい、様々なルールと制度の内容を理解してもらうため、各地域の※分別収集推進協力員が中心となり、ごみの分別やごみの排出についての理解を広め、適正な分別の推進に取り組めます。